

## 秋田市マイタウン・バス南部線運行協議会設置要綱

〔平成22年1月25日〕  
市長決裁

## (設置)

第1条 秋田市マイタウン・バス南部線(以下「マイタウン・バス南部線」という。)の利便性の向上と効率的な運行などに関する事項について広く意見を求めるため、秋田市マイタウン・バス南部線運行協議会(以下「運行協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス南部線の運行内容、利用促進等に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他マイタウン・バス南部線の運行に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 運行協議会は、河辺地域および雄和地域それぞれに設置し、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。ただし、利用者代表委員は除く。
- 3 委員のうち利用者代表委員の任期等については、別に定める秋田市マイタウン・バス利用者代表委員選定実施要綱の定めるところによる。

## (会長等)

第4条 運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 運行協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 運行協議会の庶務は、都市整備部都市計画課交通政策室において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

(別紙)

第3条第1項関係

河辺地域および雄和地域の運行協議会にあっては、それぞれ次のとおりとする。

区 分	委員数	選考方法
町内会代表委員	3	河辺地域は、町内会長協議会および雄和地域は、自治会長連合会の代表者の推薦で各1名
教育関係代表委員	2	秋田市PTA連合会の代表者の推薦
商工関係代表委員	2	商工会の代表者の推薦
福祉関係代表委員	2	河辺地域は、河辺地区社会福祉協議会および雄和地域は、雄和地区社会福祉協議会の代表者の推薦で各1名並びに秋田市老人クラブ連合会の代表者の推薦で河辺地区および雄和地区から各2名
利用者代表委員		秋田市マイタウン・バス利用者代表委員選定実施要綱の定めるところによる。
運行事業者	1	運行事業者の代表者の推薦
行政関係者	1	都市計画課交通政策室長

ただし、推薦者の要望により委員数を増減することができるものとする。